

夜間金庫利用規定

- ・「夜間金庫」のご利用については、本規定によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和2年1月27日公表)

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用方法)

- (1). この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当金庫所定の入金票とともに当金庫所定の入金鞆（以下「入金鞆」という。）に入れ、その入金鞆を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票は鞆ごとに作成し、氏名、口座番号、入金額等の必要事項を記入してください。
- (2). 入金鞆を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ利用記録票（レシート）を受け取ってください。

3. (預金の受入処理)

- (1). この夜間金庫に投入された入金鞆内の現金・証券類は次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2). 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、本人へ連絡のうえ再確認した金額を入金処理いたします。この処理をしたうえは、その責任を負いません。

4. (入金鞆等の返却)

入金鞆等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

5. (鍵の保管等)

- (1). 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2). 入金鞆の鍵正副2個のうち正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金鞆の開閉に使用します。

6. (鍵、入金鞆の喪失・き損)

投入口鍵、入金鞆および入金鞆正鍵を喪失したとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。なお、この場合修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

7. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金鞆の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この夜間金庫について1. に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても当金庫は責任を負いません。

8. (届出事項の変更等)

- (1). 印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2). 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、預け主が通知または送付書類を受領しないなど、責任を負わなければならない事由により延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (3). 夜間金庫の契約の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。夜間金庫の契約後も、夜間金庫の取引にあたり、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この契約は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用申込をお断りするものとします。

10. (解約等)

- (1). この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には投入口鍵、入金鞆および入金正鍵を直ちに当店へ返却ください。
- (2). 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金

庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。

- ①. 契約者が手数料を支払わないとき
 - ②. 契約者について相続の開始があったとき
 - ④. 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤. 契約者がこの規定に違反したとき
 - ⑥. 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、契約者について確認した事項に関し、虚偽であることが判明した場合。
 - ⑦. マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
- (3). 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または契約者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。
- この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続きをしたうえ夜間金庫契約を解約してください。
- ①. 契約者が夜間金庫利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②. 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③. 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

11. (譲渡、転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。

なお、投入口鍵、入金鞆および入金鞆正鍵についても同様とします。

12. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 1 月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当店から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。

また、継続後も同様とします。

13. (利用手数料)

- (1). 夜間金庫利用手数料は、当金庫所定の手数料 1 年分を前払いするものとし、毎年 2 月の当金庫所定の日に指定した預金口座から、払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月として、その月から月割り計算により支払ってください。
- (2). 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3). 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの利用手数料を月割り計算により返戻します。

14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫の当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

15. (規定の変更)

- (1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(令和 2 年 3 月 2 日現在)